

# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯等に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。

**ご注意ください！**

支援金を受けるためには、  
①収入要件及び資産要件が一定以下  
②就労要件等  
一定の要件を満たす必要があります。  
詳しくは、下記の支給対象世帯要件をよくご確認ください。

## 1 支給対象世帯要件

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯または8月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

### ■ 収入や資産が、下記の基準額以下であること（海南市の場合）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額(月額)	110,000円	153,000円	182,000円
資産額 (世帯の預貯金の合計額)	468,000円	690,000円	840,000円

- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
  - ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
  - ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

▶ **支給額・お問い合わせ先などは、裏面に掲載しております。**  
**必ずご確認ください。**

## 2 支給額・支給期間

### 月額の手給額

※住居確保給付金との併給が可能です

支給期間：3か月間

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

## 3 支給のための手続き

**申請期限：令和3年8月31日（火）**

- ▶ 海南市社会福祉協議会への申請が必要です。申請方法については、下記のホームページまたは、海南市社会福祉協議会にご確認ください。
- ▶ 申請に必要な書類については、下記のホームページをご確認ください。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。

ご用意いただくもの

- ①申請月の収入が分かる書類写し(給与明細書など)
- ②金融資産関係書類(世帯全員の通帳写し)
- ③申請者(主たる生計維持者)の印鑑

申請窓口・  
問合せ先

海南市社会福祉協議会

(〒642-0002 海南市日方1519-10 海南保健福祉センター1階)

電話：073-494-4005

(受付時間：平日8:30～17:15)

※混雑防止のため、できるだけ事前連絡をお願いします

ホームページアドレス <http://kainanshishakyo.com/>

**!** 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った  
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、海南市役所社会福祉課（073-483-8432）や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。